

小松市入札契約等に係る情報の公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に基づき、小松市が発注する建設工事及び建設工事に係る設計、監理、測量、調査、施設維持管理等の業務委託（以下「公共工事等」という。）に関する競争入札及び随意契約（以下「入札等」という。）の結果等の公表に必要な事項を定める。

(公表の対象)

第2条 この要綱により公表の対象とする公共工事等は、予定価格が50万円以上の入札等に係るすべてのものとする。

(公表の内容)

第3条 公表する内容は、次のとおりとする。

- (1) 予定価格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第2号から第7号の規定により随意契約とした場合を除く。）
- (2) 入札等参加業者名
- (3) 入札等の結果（無効の場合の金額は除く。）
- (4) 指名理由
- (5) 入札等の経緯
- (6) 契約内容

(公表の範囲及び時期)

第4条 公表の範囲及び時期は、別表に定めるとおりとする。

(公表の方法)

第5条 公表の方法は、次のとおりとする。

- (1) 予定価格を事前公表するものは、条件付き一般競争入札公告、指名競争入札執行通知書又は見積書徴収通知書に記載する。
- (2) 入札等の結果の公表は、行政管理部管財課窓口及び小松市役所ホームページにて閲覧により行うものとする。
- (3) 指名理由、入札等の経緯及び契約内容の公表は、落札者の決定後又は契約の相手方及び契約金額決定後1年間、小松市役所ホームページにおいて行うものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は小松市入札問題等改善委員会に諮り、決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

別表（第4条関係）

公表事項	公表の範囲	公表の時期
予定価格	工事及び委託業務	条件付き一般競争入札公告時、指名競争入札執行通知時又は見積書徴収通知時
指名業者名	指名競争入札及び随意契約	落札者の決定後又は契約の相手方及び契約金額決定後
入札等の結果	全入札等参加業者名と入札等金額	同 上
指名理由	予定価格が 250 万円を超える工事	同 上
入札等の経緯		
契約内容		契約締結後